

慣行の取扱いについて（協定項目 1 9）

慣行の取扱いについて提出する。

協定項目	慣行の取扱い
調整方針	<p>市民憲章                      鴻巣市の市民憲章を用いるものとする。ただし、川里町民憲章及び吹上町民憲章は、川里地区及び吹上地区の憲章として承継していく。</p> <p>市章                      鴻巣市の市章を用いるものとする。</p> <p>市の花、市の木                      鴻巣市の「市の花」、「市の木」を用いるものとする。ただし、川里町及び吹上町の「町の花」、「町の木」については、川里地区及び吹上地区の推奨の花、木として承継していく。</p> <p>名誉市民制度等                      名誉市民制度及び表彰制度は、鴻巣市の制度に統一するものとする。</p> <p>都市宣言                      鴻巣市の都市宣言を用いるものとする。</p>

平成 1 6 年 8 月 3 0 日 提出

鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会  
 会 長 原 口 和 久

協 議 状 況	
協 議	平成 1 6 年 8 月 3 0 日
決 定	平成 年 月 日

慣行の取扱い（協定項目 19）

議案第 24 号資料

1 概要			
「慣行」とは、市町民憲章、市町章、市町の花・木、各種宣言等があり、各自治体で規定している。			
2 現況			
	鴻 巣 市	川 里 町	吹 上 町
市町民憲章	<p>人形のまちとしての長い伝統、近代都市として発展する鴻巣、わたくしたちは、郷土の繁栄と市民の幸福をはかるために市民憲章を定めます。</p> <p>1 わたくしたちは 親切をつくし、助けあい住みよいまちをつくりましょう。</p> <p>1 わたくしたちは 健康で元気にはたらき、豊かなまちをつくりましょう。</p> <p>1 わたくしたちは 環境をよくして、美しいまちをつくりましょう。</p> <p>1 わたくしたちは きまりをまもり、安全で平和なまちをつくりましょう。</p> <p>1 わたくしたちは 教養を高め、明るい文化的なまちをつくりましょう。</p> <p>〔昭和 49 年 11 月 5 日制定〕</p>	<p>わたくしたちは、歴史と伝統に培われた郷土に住むことに誇りと責任を持ち、緑豊かな環境のなかで、限りない繁栄と輝かしい未来への願いをこめて、この憲章を定めます。</p> <p>1 教養を高め 豊かな文化を創ります</p> <p>1 勤労を愛し 健やかな家庭を育てます</p> <p>1 誠意を尽くし 思いやりの心を広めます</p> <p>1 自然を生かし 誇れる里を興します</p> <p>1 秩序を守り 明るい社会を築きます</p> <p>〔昭和 63 年 10 月 1 日制定〕</p>	<p>荒川の清き流れ、中山道の宿場町。美しい自然と永い歴史と文化に培われてきた吹上町。私たちは、ここに住むことを誇りにし、さらに明るく調和のとれたまちをつくるため、心をこめてここに町民憲章を定めます。</p> <p>1 郷土と自然を愛し、緑に囲まれた美しいまちをつくりましょう。</p> <p>1 たがいに助け合い、思いやりの心をもった明るいまちをつくりましょう。</p> <p>1 仕事に誇りをもち、健康で活気にあふれたまちをつくりましょう。</p> <p>1 きまりを守り、清潔で安全な住みよいまちをつくりましょう。</p> <p>1 教養を高め、スポーツに親しみ、心豊かな教育のまちをつくりましょう。</p> <p>〔昭和 60 年 10 月 1 日制定〕</p>

<p>市町章</p>	 <p>制定の由来 「こうのす」の4字を円形にかたどって輪唱したもので、昭和7年3月10日一般から募集、市制施行前から町章として使用していたが、昭和29年9月30日市制施行と同時に市章として制定されました。 〔昭和29年9月30日制定〕</p>	 <p>マークの意味 黒塗りの部分は、屈巢、広田、共和の各地区を示すとともに「川里町」の「川」をデザイン化したもので、円形の部分は3地区が一つの和になつて発展する新しい「川里」をイメージした。 〔昭和63年10月1日制定〕</p>	 <p>町章の由来 ふたつの「キ」と「上」を図案化し、行政と町民が並行して取り組む町づくりを意味しています。 〔昭和43年9月2日制定〕</p>
<p>市町の花・木</p>	<p>市の花「パンジー」 市の木「けやき」 〔昭和49年11月5日指定〕 〔昭和59年11月6日指定〕</p>	<p>町の花「ひまわり」 町の木「もくせい」 〔昭和63年10月1日制定〕 〔昭和63年10月1日制定〕</p>	<p>町の花「コスモス」 町の木「もくせい」 〔昭和60年10月1日指定〕 〔昭和60年10月1日指定〕</p>
<p>名誉市町民制度等</p>	<p>〔鴻巣市名誉市民条例(昭和52年鴻巣市条例第31号)〕 鴻巣市民並びに鴻巣市の関係者で、広く社会、政治、文化の興隆に功績があり、郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認めるもの 〔鴻巣市表彰規則(平成16年鴻巣市規則第25号)〕 (1) 地方自治の振興に貢献したもの (2) 統計の推進、自治意識又は市税の納税意識の高揚に貢献したもの (3) 消防、災害防護等の業務に貢献したもの (4) 環境の保全に貢献したもの (5) 社会福祉の増進に貢献したもの (6) 児童及び青少年の健全育成に貢献したもの (7) 交通安全又は防犯意識の向上に貢献したもの (8) 保健衛生の改善向上に貢献したもの</p>	<p>〔川里町名誉町民条例(昭和49年川里村条例第25号)〕 町民及び川里町に縁故の深い者で広く社会文化の興隆に功績があり郷土の誇りとして深く尊敬するに値すると認められる者 〔川里町表彰規程(平成3年川里村告示第36号)〕 (1) 町長として在職8年以上に達した者。ただし、特別の功労があつた者は、年数にかかわらず表彰することができる。 (2) 助役、収入役又は教育長として在職12年以上に達した者。ただし、特別の功労があつた者は、年数にかかわらず表彰することができる。 (3) 町議会議員として在職12年以上に達した者。ただし、特別の功労があつた者は、年数</p>	<p>〔吹上町名誉町民条例(昭和60年吹上町条例第14号)〕 本町に居住する者又は居住していた者若しくは本町と特別に深い関係を持つと認める者で町民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬するに値すると認められるもの 〔吹上町表彰規程(昭和51年吹上町規程第1号)〕 (1) 8年以上町議会議員又はその他の公職にあり、町政に尽すいしたものの。ただし、特別の功労のあるものは、年数にかかわらず表彰することができる。 (2) 町の公益及び振興発展に尽力し、特に功労顕著なもの (3) 徳行卓越して他の模範であるもの (4) その他本町に対し特に功労又は榮譽あるもの</p>

	<p>(9) 産業の振興に貢献したもの  (10) 教育、文化又はスポーツの振興に貢献した  もの  (11) 卓越した技能の確率等に尽力し、その職業  の発展に貢献したもの  (12) 身の危険を顧みず人命を救助したもの  (13) 善行が特に優れ市民の模範となるもの  (14) 市へ寄附をしたもの  (15) 公共事業の協力者で、市長が認定する特別  の功労のあるもの  (16) その他功績の顕著なもの</p>	<p>にかかわらず表彰することができる。  (4) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監  査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査  委員として在職12年以上に達した者  (5) 町職員として在職25年以上に達した者  で、功労顕著な者及び勤務勤勉、実務優秀に  して他の模範である者  (6) 町政の振興に寄与し、その功績が顕著であ  る者  (7) 本町の公益のため、多額の金品を寄附した者  (8) その他特に表彰に値すると認められる者</p>	
<p>都市宣言</p>	<p>青少年健全育成都市宣言  交通安全都市宣言  非核平和都市宣言  スポーツ都市宣言  人権尊重都市宣言</p>	<p>人権尊重都市宣言</p>	<p>教育の町宣言都市  非核平和都市宣言  人権尊重都市宣言  コスモス「健康・スポーツ都市」宣言</p>
<p>3 先進事例の調整方針</p> <p>【西東京市】(H13.1.21 合併)[新設]  市章は、新市において、調整する。  市の木、花、鳥は、新市において、調整する。  市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。</p> <p>【呉市】(H15.4.1 合併)[編入]  成人式及び消防出初式は、呉市の制度に統一する。</p> <p>【新居浜市】(H15.4.1 合併)[編入]  市章  新居浜市の市章を用いるものとする。  名誉市民制度等  名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。  市民憲章等</p>			

新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。

市の歌

新居浜市の歌を用いるものとする。

市花・市樹

新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。

【新発田市】(H15.7.7 合併)[編入]

豊浦町民憲章は、豊浦地区の憲章として伝承していく。

豊浦町の豊浦音頭については、豊浦地区の音頭として伝承していく。

豊浦町の木、花については、豊浦地区の推奨の木、花として伝承していく。

成人式は、平成16年3月の成人式から新発田市の制度を適用する。ただし、平成15年の豊浦町成人式については、8月14日に豊浦地区成人式として実施する。

宣言は、新発田市の宣言を適用する。

【府中市】(H16.4.1合併)[編入]

「市木」、「市花」については、合併後新たに定めるものとします。